

西条市農業委員会 平成29年度第6回総会 議事録

1. 日 時 平成29年9月5日(木) 午後2時00分から午後2時42分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.50%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.33%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	21番 玉井 明
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	23番 真鍋 美鈴
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	24番 高橋 忠親
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一	
	7番	西原 昇	19番	玉井 一男	
	9番	長谷川 孝師	20番	佐伯 祐介	

○欠席者氏名

17番 青野 武 18番 佐伯 賢造 22番 戸田 博明

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	12番	森田 忠茂	22番 佐伯 美一
	2番	石橋 和歆	13番	一色 和成	23番 永井 正幸
	3番	一色 達夫	14番	稲井 重弘	25番 渡部 靖
	4番	高橋 豊重	15番	武田 義臣	26番 越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	16番	瀬良 隆彦	27番 玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	28番 桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	18番	四之宮 明	29番 曾我 敏数
	9番	岡本 省三	19番	真鍋 幸正	30番 今井 文雄
	10番	安藤 英利	20番	高橋 正	
	11番	栗田 房信	21番	高橋 寿夫	

○欠席者氏名

8番 宮武 恭宏 24番 石川 清幸

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功 東予分室長 谷本 仁志

事務局次長 渡邊 賢一郎

事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成29年第6回総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加籐会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【 会長挨拶 】

【 議長選出 】

事務局 それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により会長が行うこととなっておりますので、加籐会長よろしく申し上げます。

【 会長、議長席に着く 】(議長の名札を置く。)

議 長 それでは、議長を務めさせていただきます。

議事録署名人及び書記の指名

はじめに、議事録署名人の指名をいたします。

松本義之 委員、白石利恵子 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が18番 佐伯賢造 22番 戸田博明 委員から出ております。

また、推進委員、8番 宮武恭宏 委員、24番 石川清幸 委員から出ておりますので、ご報告いたします。

書記については、事務局の井上、越智の両君にお願いします。

議 長 それでは議事に入ります。

農地法第3条関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。

まず、5号について、審議いたします。

本件について、〇〇委員は、譲受人にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の渡邊です。よろしく申し上げます。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

5号は、〇〇氏が、弟である楠の〇〇氏 から、贈与を受けようとする申請でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上1件であります、いかがいたしましょうか。
ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 5号問題ありません。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。異議なしということでありますので、以上、1件を、原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場・着席)

議 長 審議を再開します。

議案書4ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

引き続きご説明させていただきます。

6号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

7号は、〇〇氏が、父である、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

8号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏 外2名から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

9号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

10号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

11号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

本件につきましては、〇〇氏の二親等内の弟である〇〇氏が、西条市内に4千㎡以上の経営面積を有し、〇〇氏においては、頻繁に帰郷し、弟である〇〇氏と一緒に農業を営んでいるため、農地法第2条及び3条の規定により、農地の購入は可能となります。

この扱いは、農地法の世帯主義と呼ばれており、同居、生計を一にしていなくとも、親子、兄弟など二親等内であれば、同一経営体と認められるものです。

ただし、本人においては、多少なりとも一緒に農業を行っていることが条件となります。

続きまして、12号は、〇〇氏が、〇〇氏から、小作地開放を受けようとする申請でございます。

13号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

14号は、〇〇氏が、経営規模拡大及び小作地開放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

15号は、〇〇氏が、離農する、〇〇氏 から、贈与を受けようとする申請でございます。

16号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上11件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

以上、11件 提案いたしますので、よろしくご審議お願ひいたします。

委員の皆さん、何かありましたら、お願ひします。

地区委員

6号、7号 問題ありません。

地区委員	<p>8号、9号 問題ありません。</p> <p>10号 問題ありません。</p> <p>11号 問題ありません。</p> <p>12号、13号、14号 問題ありません。</p> <p>15号 問題ありません。</p> <p>16号 問題ありません。</p>
議長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上11件を原案どおり許可することといたします。</p> <p style="text-align: center;">農地法第4条関係</p> <p>次に、7ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明申し上げます。12号は、〇〇氏が、宅地拡張をしようとする申請でございます。</p> <p>申請地は既に宅地化され、その是正案件であるため、申請者には始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導をしております。</p> <p>13号は、〇〇氏が、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。</p>
事務局	<p>14号は、〇〇氏が、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。</p> <p>以上3件、ご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	以上、3件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。
地区委員	<p>9号 問題ありません。</p> <p>10号 問題ありません。</p> <p>11号 問題ありません。</p>
議長	他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上3件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

次に、9ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それではご説明申し上げます。

75号は、〇〇会社が、〇〇氏 外6名から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

76号は、〇〇氏が、〇〇氏 外1名から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

77号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

78号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

79号は、〇〇会社が、〇〇氏 外10名から所有権移転を受け、大規模居住地域を開発しようとする申請でございます。

80号は、〇〇会社が、〇〇氏から賃借権設定を受け、老人ホームを建設しようとする申請でございますが、介護保険制度との調整が整っていないため再度、検討することとなり、取下げ願いが提出されました。 よって、80号は取り下げといたします。

81号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

82号は、〇〇会社 が、〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

83号は、〇〇氏が、〇〇氏 外2名から所有権移転を受け、宅地拡張をしようとする申請でございます。

84号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電

事務局	<p>施設を建設しようとする申請でございます。</p> <p>事務局が現地調査をしたところ、既に申請地の工事に着手しているように見受けられたため、行政書士を通じて建設に向けた工事については中止するよう指導しております。</p> <p>85号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。</p> <p>以上11件、ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>以上、11件提案いたしますので、よろしくご審議お願いたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いたします。</p>
	<p>75号 問題ありません。</p> <p>76号 問題ありません。</p> <p>77号 問題ありません。</p> <p>78号 問題ありません。</p> <p>79号 問題ありません。</p> <p>81号 問題ありません。</p> <p>82号、83号 問題ありませんが、土地の表示、願連寺の漢字が間違っていますので訂正をお願いしたい。</p>
議長	<p>土地の表示の訂正をお願いいたします。外にありませんか。</p>
地区委員	<p>85号 問題ありません。84号の案件については問題ないが、事業を停止するのに審議する必要はあるのか。</p>
事務局	<p>84号については、許可の手続きを停止するということではなく、工事を許可手続き終了後に行うよう指導したということである。</p>
議長	<p>それでは、84号は許可の手続きについては問題ないので、80号を除いた10件について審議することといたします。</p>
	<p>他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、</p>
	<p>以上10件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p>

農地転用事業計画変更関係

- 議長 次に、14ページ、議案第4号、農地転用事業計画変更に対する意見の決定について、議事内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 それでは、ご説明させていただきます。
1号及び2号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権を移転して建売住宅を建設するものとして 昨年5月の部会にてご審議いただき、進達・許可された案件でございます。
1号は、転用事業者を〇〇氏に継承し、事業目的を、自己住宅の建設に変更するものでございます。
次のページをお願いします。
2号は、先ほどの〇〇氏の自己住宅建設に伴い、建売住宅用地を縮小し、建設する建売住宅を2棟から1棟に変更するものでございます。
1号については、土地の所有権を移転する際、転用事業者である〇〇〇〇への登記を省略し、後に取得した〇〇氏に直接登記を移転されていたため、その是正目的の申請であり、申請者には始末書を提出させた上、今後このような事のないよう、指導をしております。
以上2件、ご審議よろしく申し上げます。
- 議長 以上、2件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。
- 一色委員 既に工事が始まっている場合のこのような是正案件の扱いはどのようなになっているのか事務局にお尋ねしたい。
- 事務局 こちらから指導はするが、建築確認は農地転用とは切り離して考えられるケースが多いため、農業委員会として止めるということは、現実的には難しいというのが現状である。
- 一色委員 わかりました。そういうことであればこの案件は問題ありません。
- 曾我委員 農業委員会は、転用の審議をしているわけだが、先ほどの事務局の説明では、このような場合は止められないとのことであるが、止められないのであれば審議する必要はないのではないか。
- 事務局 建売住宅等の案件については、許可になる際に、県からの条件と

- 事務局 して完成したら報告をしなければならないということになっている。その際に、違う事業者が施工したということになれば、後付けで、きちんと書類上終わらせる必要があるため、このような形をとらせていただいている。
- また、是正可能な案件でないこのような対応はできないというのが現状である。
- 一色委員 納税の関係で、このような是正をしておかなければならないということか。事業開発者が開発し、利益を得たというところで、納税の義務が発生するのだが、今回の開発者が、自身を飛び越えて、直接的に登記を行ったということであると思う。
- それを是正し、正常な姿に戻すということでの案件ではないのか。
- 事務局 概ね、その通りである、昔は、節税等の関係でこのようなことがよく見受けられた。
- 現在は、制度が厳しくなっているようだが、未だこのようなことが続いているのが現状である。
- 一色委員 後付けにはなっているが、こうゆうことは事務手続き上必要であるため、農業委員会としての意見が必要であるということか。
- 曾我委員 事務処理上必要であるから審議するということか。
- 事務局 そうである。
- 議 長 外に、ご意見等ございませんか。
- 委員一同 異議なし
- 議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係について

次に 17 ページ、議案第 5 号、農業振興地域整備計画変更について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、
いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件は満たしております。
詳細につきましては、議案書をご覧ください、ご審議願います。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、93件、
面積は、30万6千256.61㎡となっております。
また、所有権の移転は、7件、面積は、7,806㎡となっております。
以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。

議員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、
原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

報告承認案件

次に、49ページ、報告承認案件について、事務局から報告願います。

事務局 平成29年7月16日から、平成29年8月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、15件受理いたしました。以上、報告を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。以上で、通知、届出等の報告を終わります。

他に何かありませんか。

無いようでございますので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認

9. 閉会の日時

平成29年9月5日 午後2時42分